

建設業法に基づく 適正な施工体制と 配置技術者



国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業課

目 次

工事現場に配置すべき技術者	1
監理技術者等が工事現場に専任すべき工事	3
専任で配置すべき期間	4
二以上の工事を同一の(主任・監理)技術者が兼任できる場合	6
企業との直接的かつ恒常的な雇用関係	7
JV(建設工事共同企業体)工事における配置技術者	8
監理技術者資格者証	10
請負契約書に記載すべき内容	11
請負契約書の形態	12
施工体制台帳等の作成義務	13
施工体制台帳の記載内容と添付書類	17
施工体制台帳の記載例	18
再下請負通知書の記載例	22
施工体系図の記載例	24
一括下請負の禁止	26
建設業法で定める標識	27

資料編 28

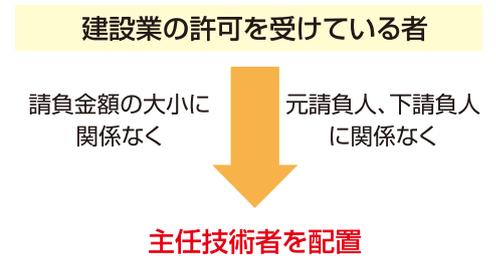
- I.建設業の許可と建設工事の種類
- II.営業所専任技術者・現場技術者(主任技術者・監理技術者)となるための要件
- III.監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等
- IV.建設工事の種類と建設業の許可区分に係る一覧
- V.別表 公共法人等一覧

工事現場に配置すべき技術者

建設業の許可を受けている者は、建設工事の適正な施工を確保するために建設業者が請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者又は監理技術者。以下、「監理技術者等」という。）を置いて工事の施工の技術上の管理を行う必要があります。

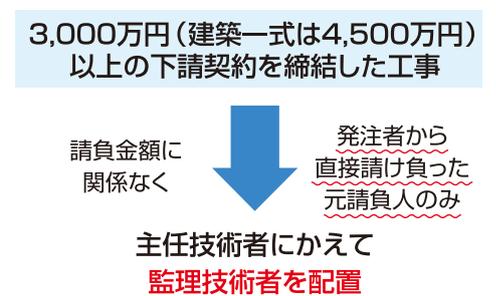
① 主任技術者

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請け・下請け、請負金額に係わらず工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（法第26条第1項）



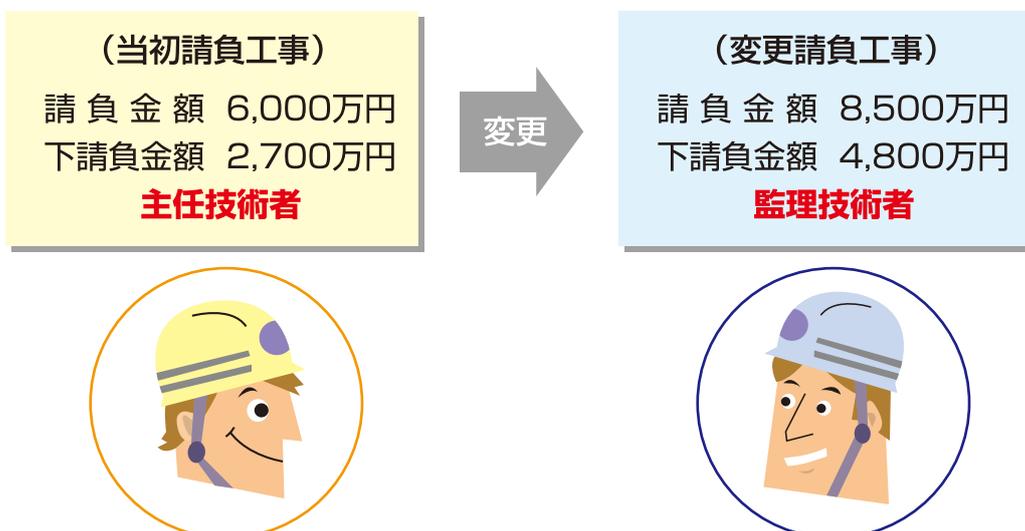
② 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければなりません。（法第26条第2項）



③ 主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。



④ 監理技術者等の途中交代

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、監理技術者等の工期途中での交代は原則認められていませんが、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記の場合等が考えられます。

- ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ②橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

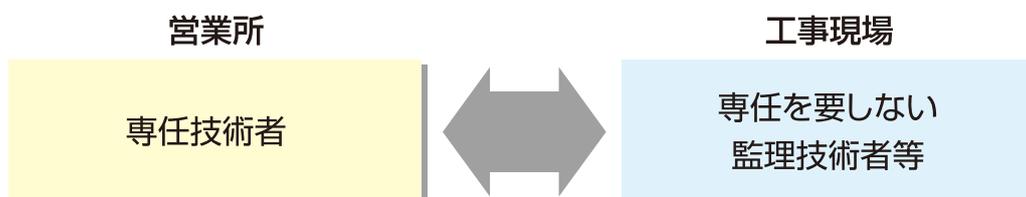
いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要です。

⑤ 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。特例として、下記の要件を全て満たす場合は営業所における専任の技術者は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができます。(平成15年4月21日付、国総建第18号)

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ②工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- ④当該工事の専任を要しない監理技術者等であること



監理技術者等が工事現場に専任すべき工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事 (以下「公共性のある建設工事」という)に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。(法第26条第3項)

- 元請負人、下請負人の区別なく監理技術者等の専任が求められます
- 営業所の専任技術者は現場における専任の監理技術者等にはなれません
- 他の工事現場との兼任はできません

公共性のある工作物とは(令第27条第1項)

- ①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事 ②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道施設又は工作物に関する建設工事 ③電気事業用施設(電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。)又はガス事業用施設(ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。)施設又は工作物に関する建設工事 ④石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)第五条第二項第二号に規定する事業用施設 ⑤電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第五号に規定する電気通信事業者(同法第九条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。)が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設 ⑥放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第三号の二に規定する放送事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設(鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。) ⑦学校 ⑧図書館、美術館、博物館又は展示場 ⑨社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設 ⑩病院又は診療所 ⑪火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設 ⑫熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第四項に規定する熱供給施設 ⑬集会場又は公会堂 ⑭市場又は百貨店 ⑮事務所 ⑯ホテル又は旅館 ⑰共同住宅、寄宿舎又は下宿 ⑱公衆浴場 ⑲興行場又はダンスホール ⑳神社、寺院又は教会 ㉑工場、トック又は倉庫 ㉒展望塔

個人住宅を除くほとんどの工事が該当します

重要な工事とは、**請負金額が2,500万円以上(建築一式は5,000万円以上)**の工事を言います。

専任とは、他の工事現場等に係る職務の兼務を認めないことを言い、常時継続的に当該建設工事の現場に置かれていなければなりません。

■建設業法における技術者制度

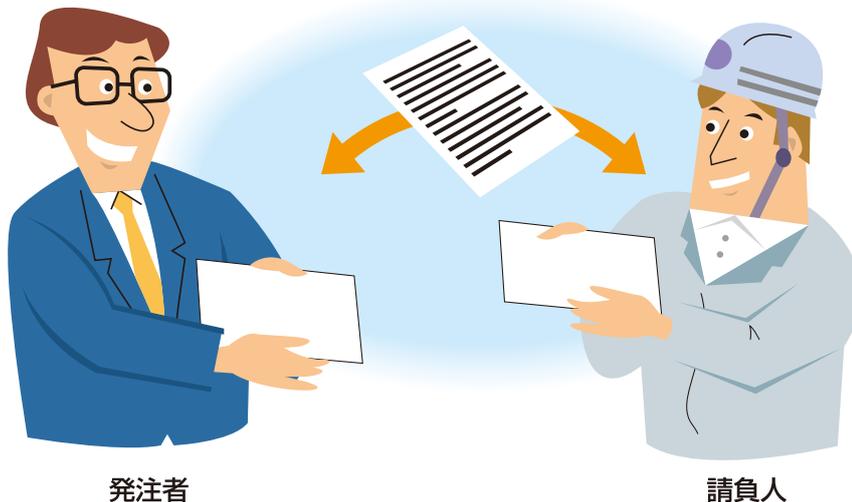
許可を受けている業種	指定建設業(7業種) (土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園)工事業			その他(左以外の21業種) (大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設)工事業		
	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における下請金額合計	3,000万円 ※1以上	3,000万円 ※1未満	3,000万円 ※1以上は契約できない	3,000万円以上	3,000万円未満	3,000万円以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣特別認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科卒業+実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が2,500万円※2以上となる工事				
	監理技術者資格者証の必要性	公共性のある建設工事のときに必要	必要ない	公共性のある建設工事のときに必要	必要ない	

※1：建築一式工事の場合4,500万円 ※2：建築一式工事の場合5,000万円 ※3 P.10参照

専任で配置すべき期間

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は必要としません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が**設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確**となっていることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル）

専任を要しない期間を書面により明確にすること

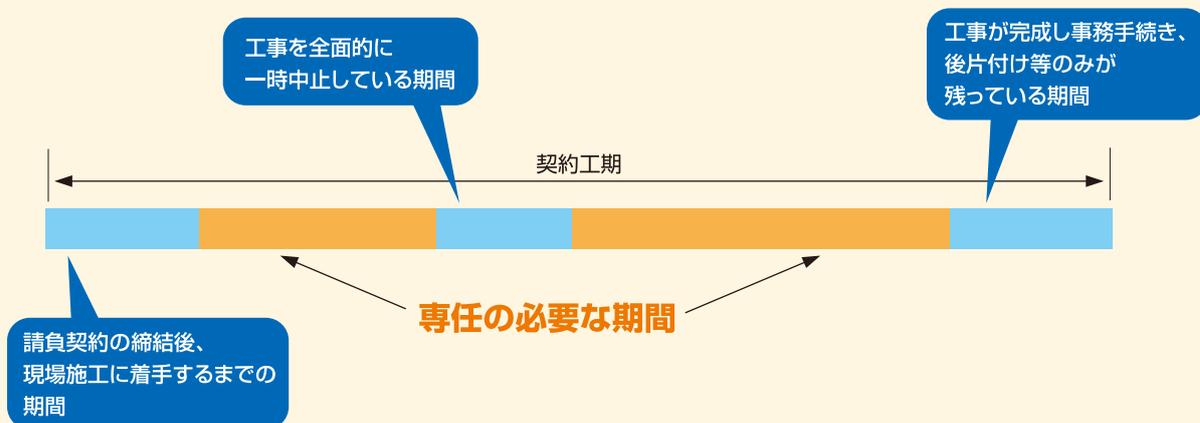


発注者

請負人

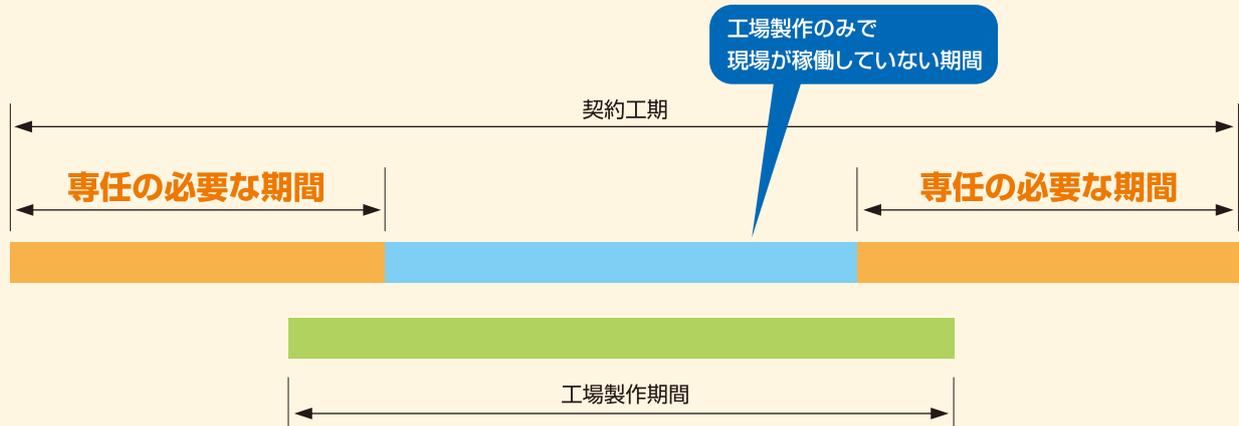
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間



- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

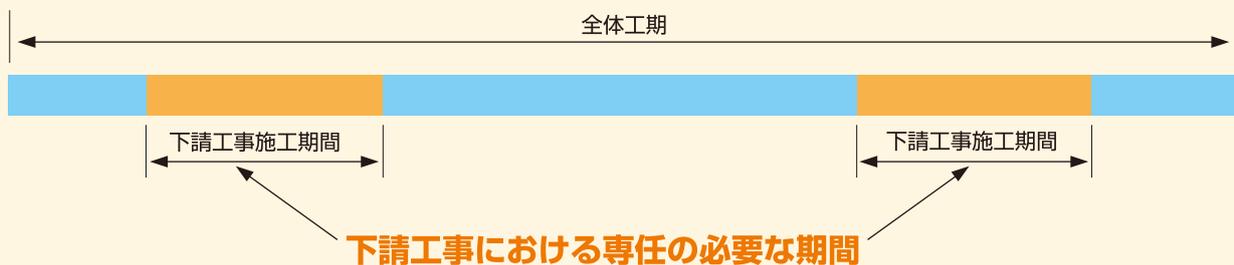
「工場製作を含む場合」の専任期間



注) 当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事にかかる製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ⑤ 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間

下請工事であっても主任技術者の専任が必要

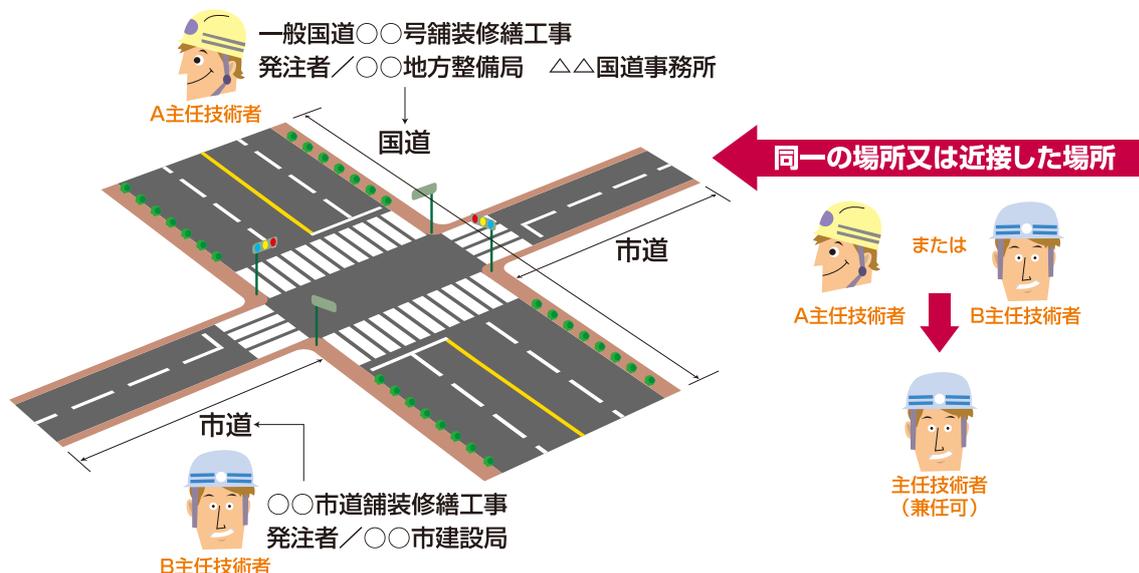


注) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の建設業者が、自ら直接施工する工事が無い場合であっても下請負を行っている業者が現場で作業を行っている場合は、主任技術者は現場に専任していなければなりません。

二以上の工事を同一の（主任・監理）技術者が兼任できる場合

公共性のある工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。（令第27条第2項）

※注 この規定は専任の監理技術者には適用されません。



このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができます。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければなりません。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

(A工事)	(B工事)	
請負金額 2,600万円	請負金額 2,800万円	⇔
下請負金額 1,800万円	下請負金額 1,500万円	
専任の 主任技術者	専任の 主任技術者	
		<p>AとBを一つの工事としてみなす</p> <p>請負金額 5,400万円</p> <p>下請負金額 3,300万円</p> <p>専任の監理技術者</p>

専任の監理技術者については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。ただし、下記の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます。

（発注者は同一又は別々のいずれでも可）

- ① 契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ② それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限ります。）

企業との直接的かつ恒常的な雇用関係

監理技術者等については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとは言えません。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣など）
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合（一つの工事の期間のみの短期雇用）

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事（以下、「公共工事」という。）において、**発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に**3ヶ月以上の雇用関係**にあることが必要です。（監理技術者制度運用マニュアル）



恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。

■雇用関係を確認するための書類

確認書類	内容	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証		健康保険法	技術者本人	都道府県又は健康保険組合	5人以上の事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書		健康保険法	建設業者	都道府県又は健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書		地方税法		市区町村	給与の支払をする者は、所得税の源泉徴収義務があり、住民税の特別徴収義務者として指定される

JV（建設工事共同企業体）工事における配置技術者

1. 共同企業体の形態

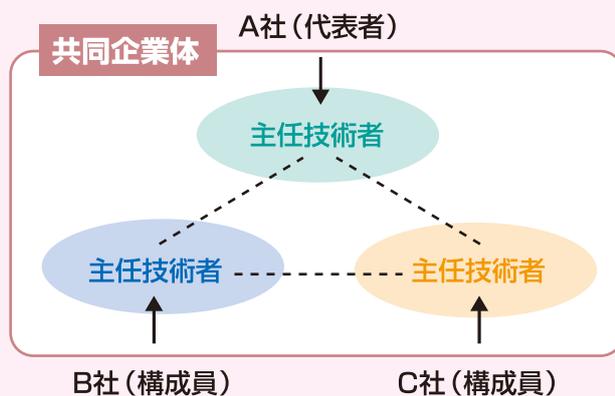
特定共同企業体	経常共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注することができなかつた場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格審査申請時に経常JVとして結成し、単体企業と同時に、一定期間、有資格業者として登録される。

2. 共同企業体の施工方式

甲型共同企業体（共同施工方式）	乙型共同企業体（分担施工方式）
全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する方式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ工区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。

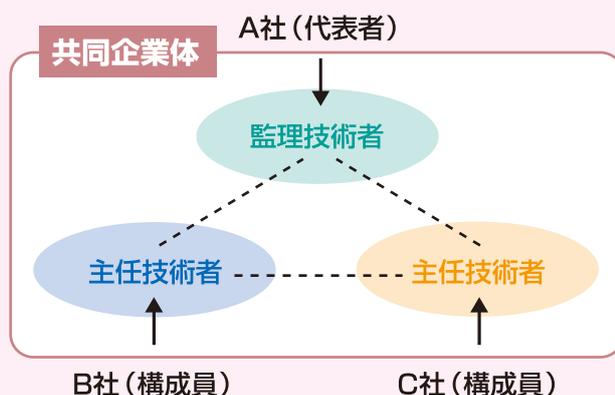
3. 共同企業体における技術者の配置

[甲型JVで下請代金の総額が3,000万円（建築一式:4,500万円）未満の場合]



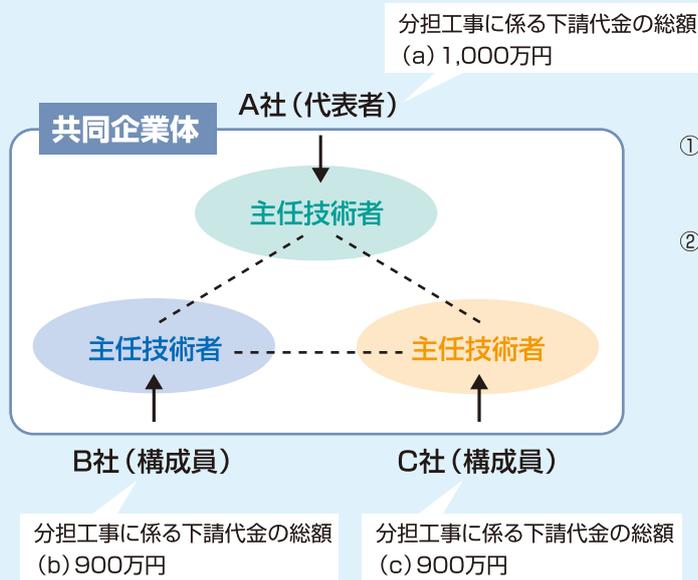
- ①すべての構成員が主任技術者を配置。
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②発注者からの請け負った建設工事の請負代金の額が2,500万円（建築一式:5,000万円）以上の場合は、主任技術者の全員が、当該工事に専任。

[甲型JVで下請代金の総額が3,000万円（建築一式:4,500万円）以上の場合]



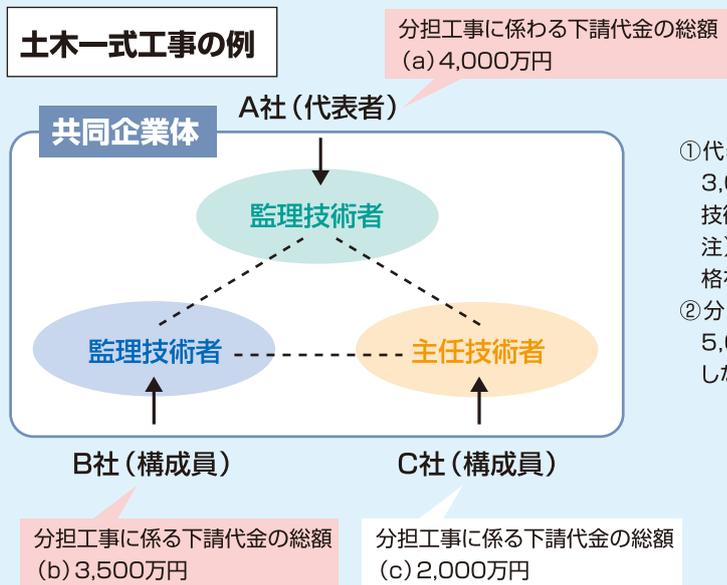
- ①構成員のうち1社（通常は代表者）が監理技術者を、他の構成員が主任技術者を配置。
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②監理技術者及び主任技術者は、当該工事に専任。

[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円（建築一式:4,500万円）未満の場合]



- ①すべての構成員が主任技術者を配置。
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②分担工事に係る請負代金の額が2,500万円（建築一式:5,000万円）以上の場合、設置された主任技術者は専任しなければなりません

[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円（建築一式:4,500万円）以上の場合]



- ①代表者及び構成員であっても分担工事に係る下請代金が3,000万円（建築一式:4,500万円）以上となった者は監理技術者を、他の構成員は主任技術者を配置。
注) 共同企業体運用準則では、JV工事の主任技術者は国家資格を有する者とすべき旨が示されています。
- ②分担工事に係る請負代金の額が2,500万円（建築一式5,000万円）以上の場合には設置された監理技術者等は専任しなければなりません。

4. 共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定共同企業体	経常共同企業体
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいもので出資比率は構成員中最大とされています。	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成員が自主的に決定することになっています。

監理技術者資格者証

専任の監理技術者は、監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければなりません。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならず、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要があります。また、監理技術者講習修了証についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望まれます。

資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- 専任の監理技術者は資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません（法第26条第4項）。

建設業の許可区分	技術者の専任	下請契約金額の総額	技術者の配置	工事の公共性	資格者証及び 監理技術者講習の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事 で2,500万円以上（建築一式工事の場合は5,000万円以上）	3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）	監理技術者	公共性のある建設工事	必 要
				上記以外	不 要

(表面)

氏名	年 月 日生 本籍		
住所			
写 真	初回交付	年 月 日	交付
	交付番号	第	号
	監理技術者資格者証		
年 月 日			まで有効
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印
所属建設業者	許可番号		
有する資格			
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通開井具水消清		
有・無			

(表面)

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証	
修了証番号 第 号	
写 真	本 籍 氏 名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
修了年月日	年 月 日
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

備考	

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、元請負・下請負に係わらず法第18条の趣旨に従って、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。
(法第19条第1項) (一部改正 平成18年12月施行)

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法



請負契約書の形態

■工事毎の個別契約による場合

個別契約書には、前項の14項目（法第19条第1項各号。ただし、4、9及び12は必要に応じて）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。

■当事者間で基本契約書を締結した上で、具体の取引については注文書及び請書の交換による場合

- 1 基本契約書には、個別の注文書及び請書に記載される事項を除き、前頁の14項目（法第19条第1項各号。ただし、4、9及び12は必要に応じて）に掲げる事項を記載し、当事者の署名又は記名押印をして相互に交付してください。
- 2 注文書及び請書には、前頁の1～3（法第19条第1項第1号から第3号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- 3 注文書及び請書には、それぞれ注文書及び請書に記載されている事項以外の事項については基本契約書の定めによるべきことを明記してください。
- 4 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。

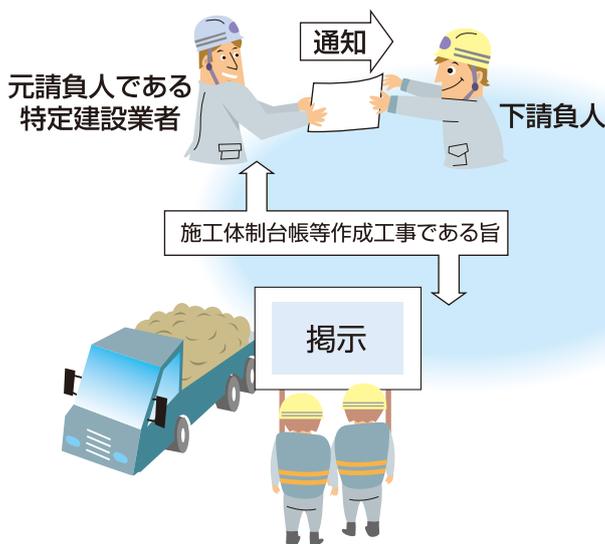
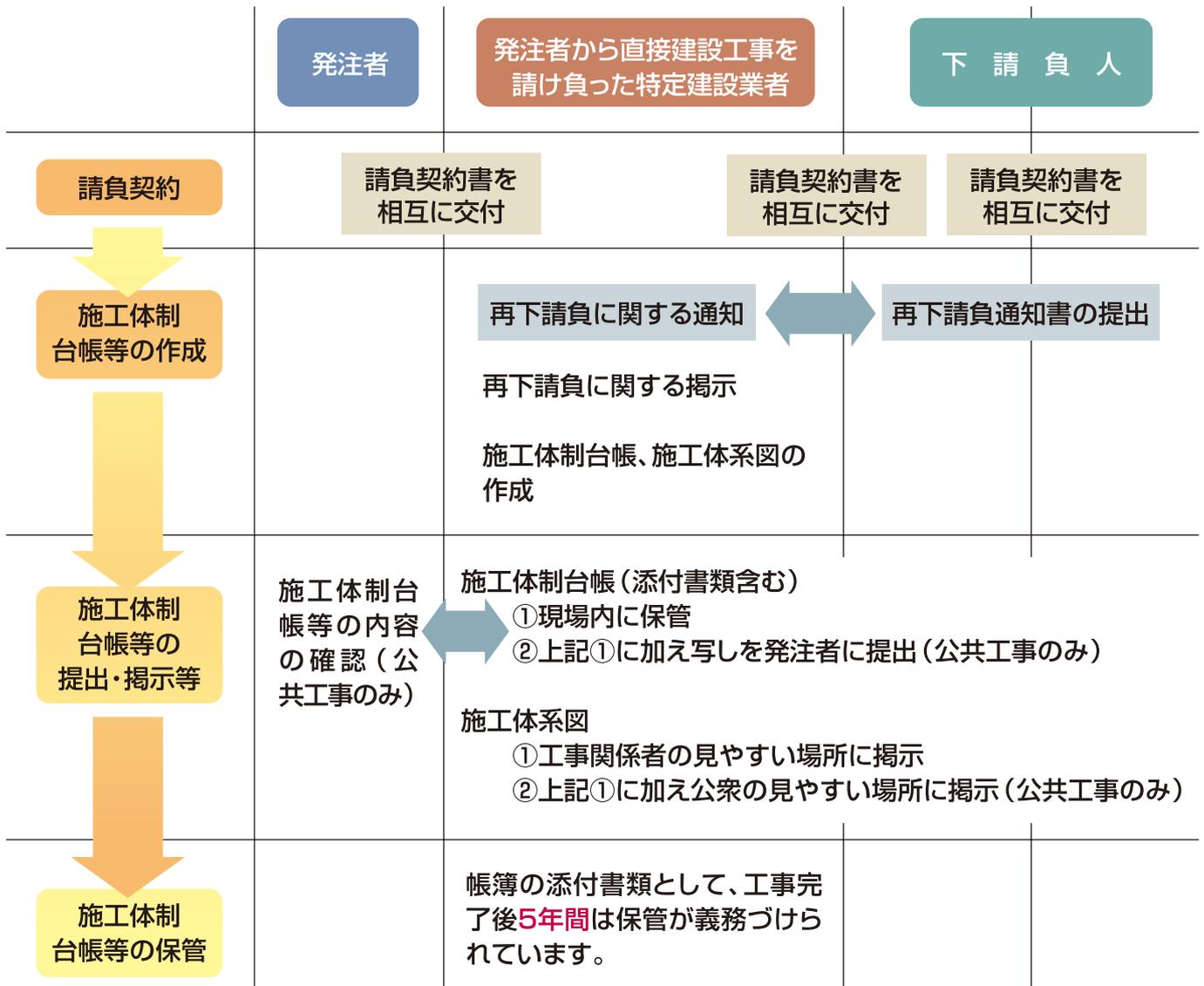
■注文書及び請書の交換のみによる場合

- 1 注文書及び請書のそれぞれに、同内容の基本契約約款を添付又は印刷してください。
- 2 基本契約約款には、注文書及び請書の個別的記載事項を除き、前頁の14項目（法第19条第1項各号。ただし、4、9及び12は必要に応じて）に掲げる事項を記載してください。
- 3 注文書又は請書と基本契約約款が複数枚に及ぶ場合には、割印を押してください。
- 4 注文書及び請書の個別的記載欄には、前頁の1～3（法第19条第1項第1号から第3号）までに掲げる事項その他必要な事項を記載してください。
- 5 注文書及び請書の個別的記載欄には、それぞれの個別的記載欄に記載されている事項以外の事項については基本契約約款の定めによるべきことを明記してください。
- 6 注文書には注文者が、請書には請負者がそれぞれ署名又は記名押印してください。



施工体制台帳等の作成義務

公共工事、民間工事を問わず、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上の下請負契約を行った場合は、施工体制台帳及び施工体系図（以下、「施工体制台帳等」という。）を作成しなければなりません。（法第24条の7第1項）



請け負った工事が施工体制台帳等作成工事となったときはその旨を下請負人に周知し、工事現場に掲示しなければなりません。



施工体制台帳等の作成義務

施工体制台帳の整備

施工体制台帳等を作成しなければならない工事

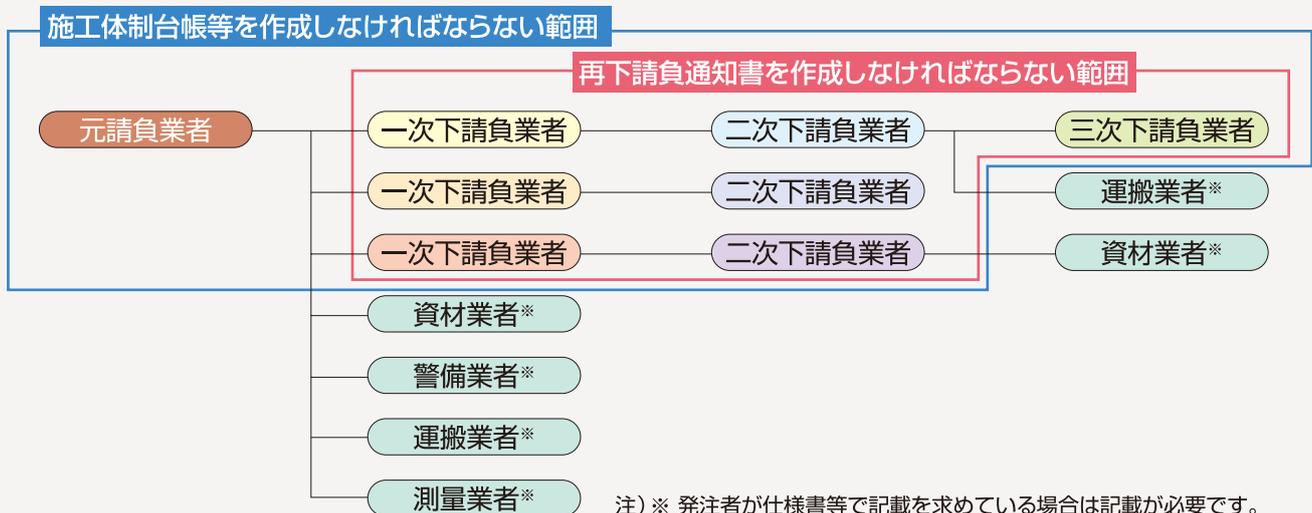
発注者から直接建設工事を請け負った特定業者が締結した下請金額の総額が
3,000万円(建築一式:4,500万円)以上
と、なる場合に作成



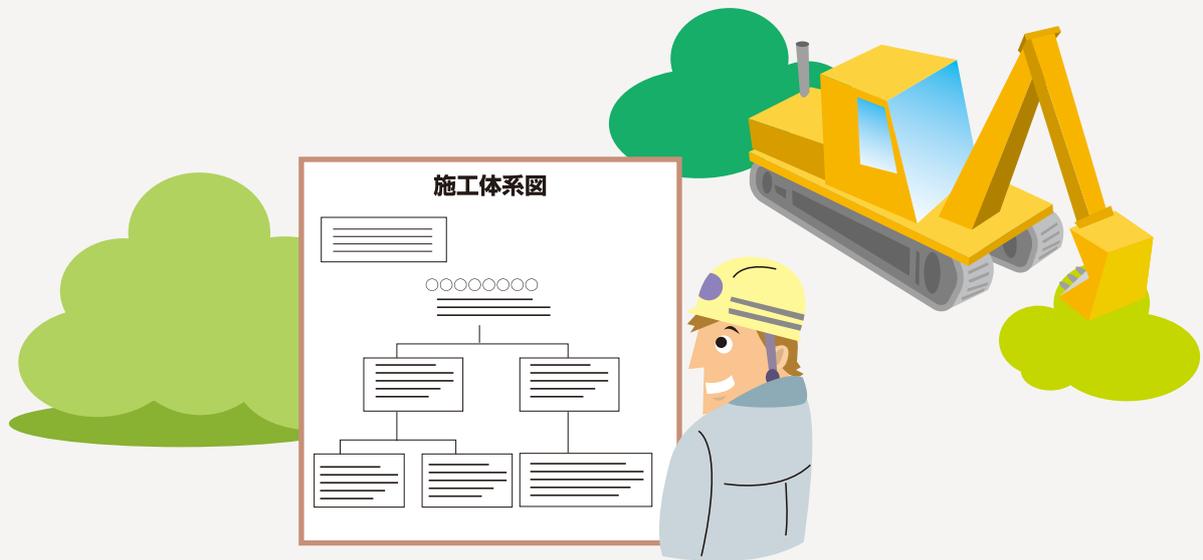
- 誰が** 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者
- いつ** その工事を施工するために締結した下請金額の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となった時点
- 何を** 下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を整備
- なぜ** 建設工事を適正に施工するため(建設業法により義務付けられています)
- どうする** 民間工事では発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければなりません(法第24条の7第3項)
公共工事では作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません(入札契約適正化法第13条第1項)

公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではいけません。(入札契約適正化法第13条第2項)

施工体制台帳等の作成すべき範囲(三次下請までである場合の例)



施工体系図の作成



誰が 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者

いつ その工事を施工するために締結した下請金額の総額が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となった時点

何を 当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成

なぜ ①下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握するため
②建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にするため
③技術者の適正な配置の確認のため

どうする **民間工事**は工事関係者の見やすい場所に掲げなければなりません（法第24条の7第4項）

公共工事は工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければなりません（入札契約適正化法第13条第3項）

施工体制台帳等の作成義務

■再下請負通知する場合の下請業者への書面通知(例)

※建設工事を請け負った全ての業者が対象

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

①この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設(株)
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所

通知



元請負人



下請負人

■再下請負通知する旨の現場での掲示(例)

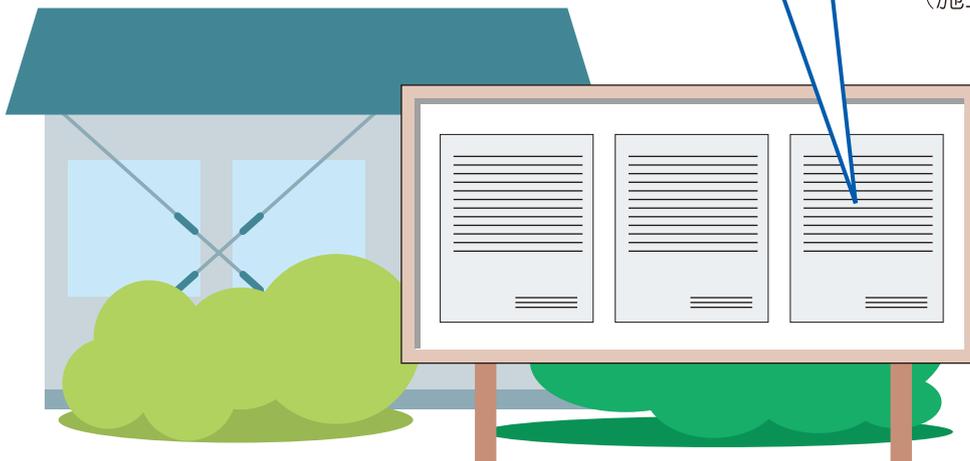
この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設(株)

※現場内の見やすい場所に元請負人である特定建設業者が設置

(施工規則第14条の3)



施工体制台帳の記載内容と添付書類

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請負人は、元請負人に関する事項を施工体制台帳に記載するとともに、一次下請負人に関する事項を添付すべき書類の提出を求め作成しなければなりません。

また、下請負人から提出のあった、再下請負通知書及び添付書類をとりまとめなければなりません。

下請負人（一次下請け以降）が再下請負を行う場合は、再下請負通知書に記載すべき内容を明記のうえ添付すべき書類と併せて元請負人に提出しなければなりません。

	施工体制台帳に記載すべき内容	施工体制台帳に添付すべき書類
元請	<ul style="list-style-type: none"> ☆元請負人に関する事項 ○発注者から請負った工事内容 ○建設業許可の内容 ○配置技術者の氏名と資格内容 	<ul style="list-style-type: none"> ○発注者との契約書の写し ○下請負人との契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し) ○監理技術者証の写し又は監理技術者資格を有することを証する書面 ○専門技術者等を置いた場合は資格を証明できるものの写し (国家資格等の技術検定合格証明等の写し) ○監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し (健康保険証等の写し)
	<ul style="list-style-type: none"> ★一次下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内容 	

	再下請負通知書に記載すべき内容	再下請負通知書に添付すべき書類
下請	<ul style="list-style-type: none"> ★一次下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内容 	<ul style="list-style-type: none"> ○再下請負人との契約書の写し (注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)
	<ul style="list-style-type: none"> ◆再下請負人に関する事項 ●下請契約した工事の内容 ●施工に必要な建設業許可業種 ●配置技術者の氏名と資格内容 	

※建設業許可の内容は建設業の許可の写し等で確認できます。

公共工事においては、再下請負通知書に添付される書類は、請負代金の額が記載されていなければなりません。

ここでいう公共工事とは、入札契約適正化法に規定する法人が発注する工事

工事の目的物の引渡しを行うまでは、施工体制台帳を工事現場に備置なければなりません。



施工体制台帳



工事の目的物の引き渡しから5年間保存

施工体制台帳の記載例 (1/2)

平成 16年 7月 9日

施工体制台帳

施工体制台帳を作成又は変更した日付

作成特定建設業者の商号名称

〔会社名〕 大手前建設工業株式会社

この工事を担当する事業所名

〔事業所名〕 ○○道路建設作業所

作成特定建設業者が受けている許可をすべて記入(業種は略称でも可)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日	
	土木、とび・土工 ほ装、電気工事業	大臣(特定)知事(一般)	第12345号	平成 15年 5月 30日
建築	工事業	大臣(特定)知事(一般)	第12345号	平成 14年 4月 10日

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

工事名称及び工事内容	○○道路改良工事 土木一式(土工1,500m ³ 、擁壁工50m、舗装工1,000m ²)
------------	---

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

発注者名及び住所	国土交通省 近畿地方整備局 △△国道事務所 ○○県○○市○○町1-2-3
----------	---

発注者と契約を締結した作成特定建設業者の営業所

工期	自 平成 16年 5月 19日 至 平成 17年 3月 10日	契約日	平成 16年 5月 18日
----	------------------------------------	-----	---------------

一次下請と契約を締結した作成特定建設業者の営業所

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約	本社	神戸市○○区××町1-1
下請契約	大阪支店	大阪市○○区△△町2-2	

一次下請を監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合その氏名

発注者の監督員名	大阪 元	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
----------	------	------------	-----------

作成特定建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名

監督員名(※)	大手前 太郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
---------	--------	------------	-----------

作成特定建設業者が置いた監理技術者の氏名

現場代理人名(※)	大手前 一郎	権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
-----------	--------	------------	-----------

監理技術者名	専任(非専任) 大手前 良介	資格内容	一級土木施工管理技士
--------	----------------	------	------------

専門技術者名(※)	大手前 正之	専門技術者名(※)	
-----------	--------	-----------	--

資格内容(※)	一級電気工事施工管理技士	資格内容(※)	
---------	--------------	---------	--

担当工事内容(※)	電気工事	担当工事内容(※)	
-----------	------	-----------	--

注意

- 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項。
- (※)印部分は必要に応じて記載。
- 「権限及び意見の申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

○建設業の許可と建設工事の種類

大臣許可と知事許可	2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可
	1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は知事許可
一般建設業と特定建設業	一般建設業の許可建設業者は発注者から直接受注した工事について、総額3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上の下請契約を締結することはできません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の28業種 建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法第3条の規定に基づき、土木、建築など上記28業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
許可の有効期間	許可の有効期間は5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

○監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

- 営業所の専任技術者は現場に専任すべき監理技術者にはなれません。
- 現場専任の監理技術者については監理技術者講習終了証及び監理技術者資格者証を携帯しなければなりません。(注 P10)

○契約営業所

本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所(請負契約の見積り、入札、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所)

○専任すべき工事

公共性のある建設工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければなりません。
専任とは他の工事現場に係る職務の兼務を認めないことを言い、常時継続的に当該建設工事の現場におかれていなければなりません。

- 請負金額が2,500万円以上(建築一式は5,000万円以上)の場合は元請負人、下請負人の区別なく専任が求められます。

○資格内容(監理技術者)

- 1) 指定建設業の場合
 - ①一級国家資格者
 - ②国土交通省大臣が上記①と同等以上の能力を有すると認定した者
- 2) 指定建設業以外の場合
 - ①一級国家資格者
 - ②主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が4,500万円以上^{*}である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者
 - ③国土交通省大臣が上記①又は②と同等以上の能力を有すると認定した者

※ なお、昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。

○専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これら一式の内容である他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。また、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工する場合も同様に当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

- 資格の要件は主任技術者と同じです。
- 資格の要件が備わっていれば監理技術者が兼任できます。

○指定建設業とは 土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園工事業の七業種をいいます。

施工体制台帳の記載例 (2/2)

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された契約日

〔一次下請負人である近畿中央建設(株)に関する事項〕

下請負人の商号名称

会社名	近畿中央建設株式会社	代表者名	近畿 一郎
住所	××県××市〇〇3-3		
工事名称及び工事内容	〇〇道路改良工事 擁壁工事		
工期	自 平成 16年 6月 22日 至 平成 16年 12月 10日	契約日	平成16年 6月 21日

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名及びその工事の具体的内容

下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

下請負人の受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	とび・土工 鉄筋 工事業	大臣 特定 (知事) (一般) 第456012号	平成 16年 1月 31日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第	年 月 日

下請負人が置いた主任技術者の氏名及び専任か非専任の該当する方に○印(専任が必要かどうかはP19参照)

現場代理人名(※)	近畿 三郎
権限及び意見申出方法	契約書記載のとおり
主任技術者	専任 非専任 近畿 三郎
資格内容	一級土木施工管理技士

主任技術者の資格を具体的に記入

安全衛生責任者名(※)	近畿 四郎
安全衛生推進者名(※)	近畿 二郎
雇用管理責任者名	近畿 一郎
専門技術者名(※)	
資格内容(※)	
担当工事内容(※)	

注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. [] 部分は建設業法で定められた記載事項です。
3. (※)印部分は必要に応じて記載。
4. 「権限及び意見の申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

○建設業の許可と建設工事の種類（19ページ参照）

○専門技術者（19ページ参照）

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

- 資格の要件は主任技術者と同じです。
- 資格の要件が備わっていれば主任技術者が兼任できます。

○主任技術者

請負代金の額の合計が500万円（建築一式工事の場合は1,500万円）以上となる場合には、一般建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者を置かなければなりません。また、建築一式工事の場合は延べ面積が150m²以上となる木造住宅工事の場合には、一般建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者を置かなければなりません。

- 営業所の専任技術者は現場に専任すべき主任技術者にはなれません。

一次下請負人が置いた場合その氏名

○資格内容（主任技術者及び専門技術者）

- 1) 一・二級施工管理技士等の国家資格者
- 2) 右記の実務経験を有する者

※指定学科はP29参照

	実務経験
①高等学校の指定学科卒業後	5年以上
②高等専門学校指定学科卒業後	3年以上
③大学の指定学科卒業後	3年以上
④上記以外の学歴の場合	10年以上

○施工体制台帳に添付すべき書類（施行規則第14条の2第2項）

- (1) 発注者との契約書の写し
- (2) 下請負人との契約書の写し（注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し）
- (3) 監理技術者証の写し又は監理技術者資格を有することを証明する書面
- (4) 専門技術者等の資格を証明できるものの写し（国家資格等の技術検定合格証明等の写し）
- (5) 監理技術者の雇用関係を証明できるものの写し（健康保険証等の写し）

○施工体制台帳の作成、提出、閲覧、保管

- 発注者から直接請け負った建設業者は工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が3,000万円（建築一式工事の場合は4,500万円）以上となる場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。
- 工事中は現場に据え置くことが義務づけられています。
- 公共工事の場合は写しを発注者へ提出することが義務づけられています。（入札契約適正化法第13条第1項）
- 民間工事の場合は発注者の閲覧に供しなければなりません。
- 帳簿の添付書類として、工事完了後は5年間据え置くことが義務づけられています。
- 施工体系図については、完成図、発注者との打ち合せ記録とあわせ10年間保存が義務づけられています。
（一部改正平成20年11月施行）

再下請負通知書の記載例

〔近畿中央建設(株)(再下請負通知人)が(有)大阪型枠(再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合〕

再下請負通知書を作成又は変更した日付

●平成 16年 6月 30日

再 下 請 負 通 知 書

直近上位
注文者名 ● 大手前建設工業(株)

再下請負通知人が請負った建設工事の注文者の商号名称

【報告下請負業者】

住 所 ○○県○○市○○町3-3

再下請負通知人の商号名称

再下請負通知人が請負った建設工事の作成特定建設業者の商号名称

●元請名称 大手前建設工業株式会社

会 社 名 ● 近畿中央建設株式会社

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称とその工事の具体的内容

《自社に関する事項》

●工事名称及び 工事内容	○○道路改良工事 擁壁工事		
●工 期	自 平成 16年 6月 22日 至 平成 16年 12月 10日	注文者との 契約日	平成16年 6月 21日

再下請負通知人が請負った建設工事の契約書に記載された工期

代 表 者 名 近畿 一郎

再下請負通知人受けている許可の内、請負った建設工事の施工に必要な業種に係る許可

	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可(更新)年月日
●建設業の 許 可	とび・土工 鉄筋 工事業	大臣 特定 知事(一般) 第456012号	平成 16年 1月 31日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第	年 月 日

再下請負人を監督するために再下請負通知人が監督員を置いた場合その氏名

●監督員名(※)

権限及び
意見申出方法

安全衛生責任者名(※) 近畿 四郎

再下請負通知人が現場代理人を置いた場合その氏名

●現場代理人名(※) 近畿 三郎

権限及び
意見申出方法 契約書記載のとおり

安全衛生推進者名(※) 近畿 二郎

雇用管理責任者名 近畿 一郎

再下請負通知人が置いた主任技術者について専任か非専任の該当する方に○印(専任が必要かどうかはP19参照)

主任技術者 ●専任 近畿 三郎

資格内容 一級土木施工管理技士

専門技術者名(※)

資格内容(※)

担当工事内容(※)

再下請負通知人が置いた主任技術者の氏名

再下請負通知書の添付書類

再下請負人通知者と再下請負人が締結した契約書の写し

再下請負人の商号名称

《再下請負関係》再下請負業者及び再下請負契約関係について次の通り報告いたします。

会社名	(有)大阪型枠	代表者名	大阪 一男
住所	〇〇県〇〇市〇〇町4-4		
工事名称及び 工事内容	〇〇道路改良工事 型枠工事		
工期	自 平成 16年 6月 30日 至 平成 16年 10月 30日	契約日	平成16年 6月 29日

再下請負人が請負った
建設工事の契約書に記
載された工事名及びそ
の工事の具体的内容

再下請負人が請負った
建設工事の契約書に記
載された契約日

再下請負人が請負った
建設工事の契約書に記
載された工期

建設業の 許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	大工	工事業	大臣 特定 (知事) (一般) 第246800号	平成 13年 8月 8日
		工事業	大臣 特定 知事 一般 第	年 月 日

再下請負人の受けてい
る許可の内、請負った建
設工事の施工に必要な
業種に係る許可

現場代理人名(※)	大阪 義之
権限及び 意見申出方法	基本契約約款のとおり
主任技術者	専任 大阪 義之 (非専任)
資格内容	実務経験(10年)

安全衛生責任者名(※)	大阪 太郎
安全衛生推進者名(※)	大阪 晋
雇用管理責任者名	大阪 一男
専門技術者名(※)	
資格内容(※)	
担当工事内容(※)	

再下請負人が現場代理
人を置いた場合その氏名

再下請負人が置いた場
合その氏名

再下請負人が置いた主
任技術者の氏名及び専
任か非専任の該当する
方に○印(専任が必要か
どうかはP19参照)

一次下請負人
が置いた場合
その氏名

○専門技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を自ら施工しようとする場合は、当該工事に関し専門技術者を工事現場に置かなければなりません。

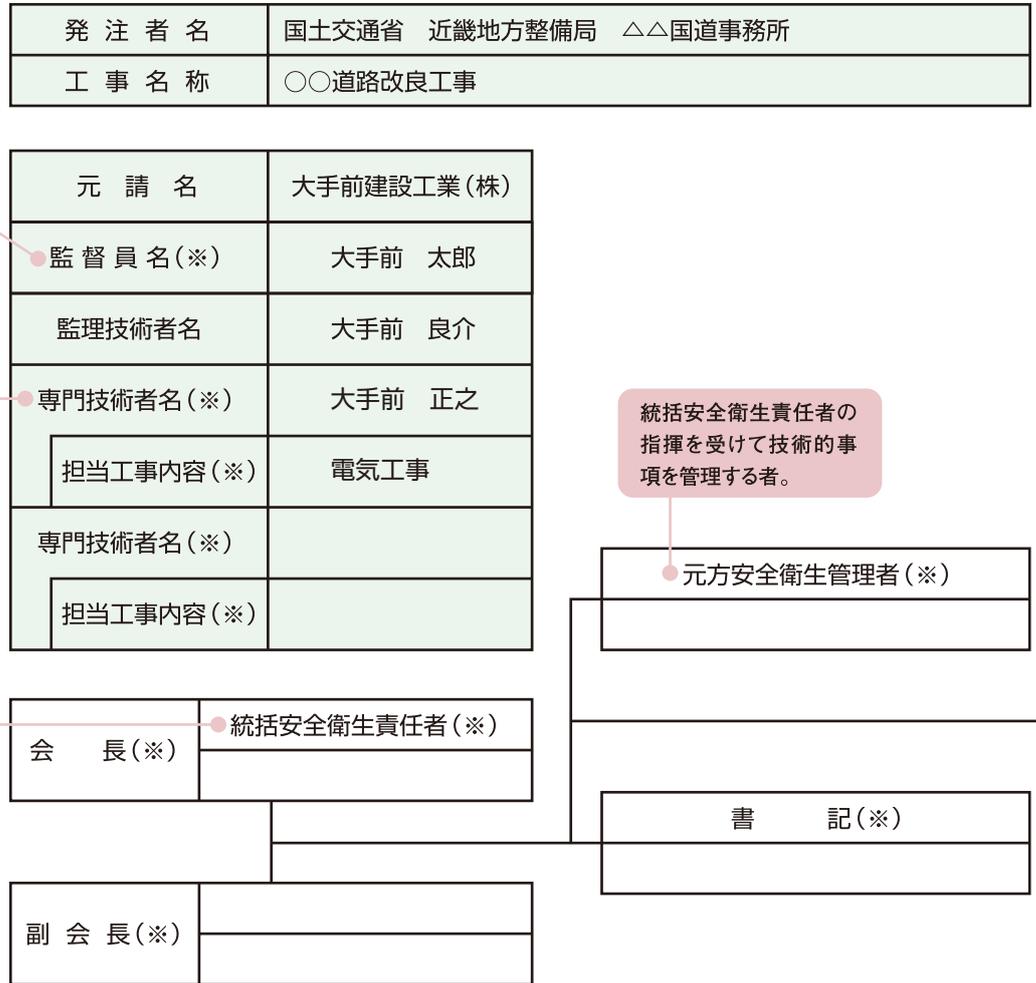
- 資格の要件は主任技術者と同じです。
- 資格の要件が備わっていれば主任技術者が兼任できます。

注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらずともかまいません。
2. [] 部分は建設業法で定められた記載事項。
3. (※)印部分は必要に応じて記載。
4. 「権限及び意見の申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。これによらない場合は具体的に記載してください。

施工体系図の記載例

〇〇道路改良工事 作業所災害防止協議会兼施工体系図



一次下請を監督するために作成特定建設業者が監督員を置いた場合その氏名

作成特定建設業者が専門技術者を置いた場合その氏名

作成特定建設業者が統括安全衛生責任者を置く必要がある場合その氏名。
(現場所長等の工事施工の責任者等。)

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者。

注意

1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらなくてもかまいません。
2. [] 部分は建設業法で定められた記載事項。
3. (※)印部分は必要に応じて記載。

工 期	自	平成 16年 5月 19日
	至	平成 17年 3月 10日

作成特定建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

擁壁	会 社 名	近畿中央建設(株)
	工事内容	
	安全衛生責任者(※)	近畿 四郎
	主任技術者	近畿 三郎
	専門技術者(※)	
工 事	担当工事内容(※)	
	工 期	16年6月22日~16年12月10日

型 枠	会 社 名	(有)大阪型枠
	工事内容	
	安全衛生責任者(※)	大阪 太郎
	主任技術者	大阪 義之
	専門技術者(※)	
工 事	担当工事内容(※)	
	工 期	16年6月30日~16年10月30日

盛土	会 社 名	建政建設(株)
	工事内容	
	安全衛生責任者(※)	建政 実
	主任技術者	建政 忠
	専門技術者(※)	建政 純
工 事	担当工事内容(※)	植栽工事
	工 期	16年6月22日~17年2月20日

統括安全衛生責任者が選任された場合に、当該仕事を自ら行う者が選任しなければなりません。

舗装	会 社 名	建産舗装(株)
	工事内容	
	安全衛生責任者(※)	建産 真一
	主任技術者	建産 由美
	専門技術者(※)	
工 事	担当工事内容(※)	
	工 期	17年2月12日~17年3月10日

区画線設置	会 社 名	建設ライン(株)
	安全衛生責任者(※)	建設 裕人
	主任技術者	建設 知弘
	専門技術者(※)	
	担当工事内容(※)	
工 期	17年2月20日~17年3月10日	

一括下請負の禁止

建設業法第22条（一括下請負の禁止）

○建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけません。（第1項）

建設業者とは建設業の許可を受けている業者をいいます。

○建設業を営む者は、建設業者から当該建設者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはいけません。（第2項）

建設業を営む者とは建設業の許可の有無を問わず、全ての建設業を営む者をいいます。

○第1項又は第2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの（共同住宅を新築する建設工事）以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しません。

入札契約適正化法第12条（一括下請負の禁止）

○公共工事については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。（法第22条第3項の規定は、適用しません）

一括下請負とは？

●請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合

●請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

であって、請け負せた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められない場合。

実質的に関与とは？

- ①施工計画の作成 ②工程管理
- ③出来型・品質管理 ④完成検査
- ⑤安全管理 ⑥下請負業者への指導監督
- ⑦発注者との協議 ⑧住民への説明
- ⑨官公庁等への届出等
- ⑩近隣工事との調整。

元請負人は①～⑩、下請負人については①～⑥等について**主体的に関わる**ことが必要。



建設業法で定める標識

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場でとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(法第40条)

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣許可()第 号 知事	
この店舗で営業している建設業			

縦35cm以上×横40cm以上とする

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

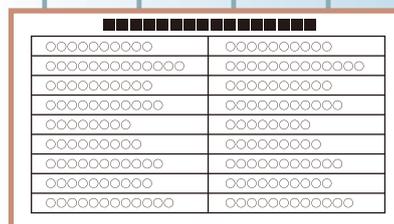
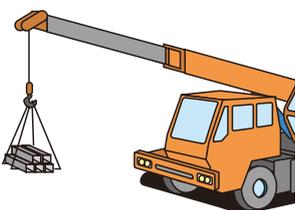
建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証 交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事		
許可年月日			

縦40cm以上×横40cm以上とする

記載要領

- 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

※建設工事の現場には下請業者についても掲示する必要があります。



ちゃんと許可を受けた建設会社が
工事をしてるんだね。



I.建設業の許可と建設工事の種類

建設業の許可	
大臣許可と 知事許可	2つ以上の都道府県に営業所を設置して建設業を営む者は大臣許可 1つの都道府県のみで営業所を設置して建設業を営む者は知事許可
許可の区分 (一般建設業と特定建設業)	一般建設業の許可建設業者は発注者から直接受注した工事について、総額3,000万円(建築一式工事:4,500万円)以上の下請契約を締結することはできません。
建設工事の種類	土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の28業種 建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、建設業法第3条の規定に基づき、土木、建築など上記28業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。
軽微な建設工事	建築一式工事では、工事1件の請負代金の額が1,500万円(注)未満の工事又は延べ面積150㎡未満の木造住宅工事 その他の建設工事では、工事1件の請負代金の額が500万円(注)未満の工事
許可の有効期間	許可の有効期間は5年間 許可の更新申請中であれば、現在の許可の有効期間が満了した場合であっても、その許可は有効なものとして扱われます。

注) 注文者が材料を支給する場合には、請負代金に支給材料の市場価格(運送費含む。)を加えた額で判断します。

II.営業所専任技術者・現場技術者(主任技術者・監理技術者)となるための要件

要		件
主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者		1) 下記の実務経験を有する者 ①高等学校の指定学科卒業後 5年以上 ②高等専門学校の指定学科卒業後 3年以上 ③大学の指定学科卒業後 3年以上 ④上記①～③以外の学歴の場合 10年以上 2) 国土交通大臣認定者 ①実務経験者 Ⅲ.監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等①参照 ②1級及び2級国家資格者等 Ⅲ.監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等②参照
監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者	指定建設業以外	1) 1級国家資格者 2) 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請け負い、その請負金額の額が4,500万円以上※である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者 3) 1)又は2)と同等以上の能力を有すると認められる者
	指定建設業	1) 1級国家資格者 2) 1)と同等以上の能力を有するものと認められる者 →国土交通大臣特別認定者

※国家資格:「監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等①②」を参照して下さい。

※「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。(※なお、昭和59年10月1日以前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験及び昭和59年10月1日以降平成6年12月28日以前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。)

※指定建設業とは土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園工事業の7業種をいいます。

【指 定 学 科】

許可を受けようとする建設業	学 科
土木工事業、舗装工事業	土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業、大工工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業、電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業、鉄筋工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業、消防施設工事業	建築学、機械工学、又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

Ⅲ. 監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等 ①

許可を受けようとする建設業	実 務 経 験
大工工事業	1. 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
とび・土工工事業	1. 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
屋根工事業	1. 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
しゅんせつ工事業	1. 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
ガラス工事業	1. 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
防水工事業	1. 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
内装仕上工事業	1. 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 2. 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
熱絶縁工事業	1. 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者
水道施設工事業	1. 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者

資料編

監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格等 ②

資格区分		建設業の種類	土	建	大	左	と			
			木	築	工	官	び・ 土工			
建設業法「技術検定」	合格証明書	1級建設機械施工技士	○					○		
		2級建設機械施工技士(第一種～第六種)	○					○		
		1級土木施工管理技士	○					○		
		2級土木施工管理技士	種 別	土 木	○				○	
				鋼構造物塗装 薬液注入					○	
		1級建築施工管理技士		○	○	○		○		
		2級建築施工管理技士	種 別	建 築		○			○	
				軀 体 仕 上 げ			○	○		
		1級電気工事施工管理技士								
		2級電気工事施工管理技士								
		1級管工事施工管理技士								
		2級管工事施工管理技士								
		1級造園施工管理技士								
		2級造園施工管理技士								
		建築士法「建築士試験」	免 許 証	1級建築士		○	○			
2級建築士				○	○					
木造建築士					○					
技術士法「技術士試験」	登 録 証	建設・総合技術監理(建設)	○					○		
		建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	○					○		
		農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	○					○		
		電気電子・総合技術監理(電気電子)								
		機械・総合技術監理(機械)								
		機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)								
		上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上下水道及び工業用水道」)								
		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	○					○		
		森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)								
		森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	○					○		
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)								
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)								
		衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)								
		電気工事士法「電気工事士試験」	免 状	第1種電気工事士						
第2種電気工事士										
電気事業法「電気主任技術者国家試験等」	免 状	電気主任技術者(1種・2種・3種)								
電気通信事業法「電気通信主任技術者試験」	資 格 者 証	電気通信主任技術者								
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	免 状	給水装置工事主任技術者								
消防法「消防設備士試験」	免 状	甲種消防設備士								
		乙種消防設備士								
職業能力開発促進法「技能検定」	合格証書	建築大工			○					
		左官				○				
		とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工					○			
		ウエルポイント施工					○			
		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管								
		給排水衛生設備配管								
		配管・配管工								
		タイル張り・タイル張り工								
		築炉・築炉工・れんが積み								
		ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工								
		石工・石材施工・石積み								
		鉄工・製罐								
		鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)								
		工場板金								
		建築板金・板金工(選択科目「建築板金作業」)・板金(選択科目「建築板金作業」)								
		板金・板金工・打出し板金								
		かわらぶき・スレート施工								
		ガラス施工								
		塗装・木工塗装・木工塗装工								
		建築塗装・建築塗装工								
		金属塗装・金属塗装工								
		噴霧塗装								
		路面標示施工								
		畳製作・畳工								
		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工								
		熱絶縁施工								
		建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工								
		造園								
		防水施工								
		さく井								
		その他		地すべり防止工事						○
				建築設備士						
				計装						

○:監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等

○:主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等

(注1) 監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格を有する者は、主任技術者及び一般建設業の営業所専任技術者となりうる。

(注2) 表中の「実務経験」は合格後、当該建設業の実務経験年数をいう。

(注3) 職業能力開発促進法の「技能検定」

・等級区分が2級の場合は合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を有するもの。

・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」)及び「鉄筋組立て作業」に関しては、合格後3年以上の実務経験を有するもの。

ただし、平成16年4月1日時点で、合格していたものについては、合格後1年以上の実務経験を有するもの。(1級の合格者については、実務経験を要しない。)

IV.建設工事の種類と建設業の許可区分に係る一覧

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容	建設工事の例示
土	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ）	
建	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プaster、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
と	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ.足場の組立て、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ.くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ.土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ.コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ.その他基礎的ないしは準備的工事	イ.とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ.くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ.土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ.コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ.地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事

(注)

- ①土木一式工事には公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事を含みます。
- ②左官工事における「吹付け工事」は建築物に対してモルタル等を吹付ける工事をいいます。
- ③とび・土工・コンクリート工事における「コンクリートブロック据付け工事」とは、根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等をいいます。
「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設する工事は『土木一式工事』に該当します。
「吹付け工事」とは、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいいます。
「鉄骨組立て工事」とは、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負う工事をいいます。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容	建設工事の例示
石	石工事	石工事業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
屋	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水、給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タ	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事
鋼	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
筋	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
ほ	ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅ	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事

(注)

- ④石工事における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等をいいます。
- ⑤管工事における上下水道等の配管工事は、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事をいいます。し尿処理に関する施設の建設工事は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が該当します。
- ⑥タイル・れんが・ブロック工事における「コンクリートブロック積み(張り)工事」とは、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等をいいます。コンクリートブロックには、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれます。「石綿スレート張り工事」とは、石綿スレートを外壁等に張る工事をいいます。
- ⑦鋼構造物工事における「鉄骨工事」とは、鉄骨の製作、加工から組立てまで一貫して請け負う工事をいいます。
- ⑧ほ装工事においてはほ装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事は、とび・土工・コンクリート工事に該当します。地盤面をコンクリート等でほ装した上に人工芝を張り付ける工事もほ装工事です。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容	建設工事の例示
板	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガ	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
塗	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機	機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工事物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
絶	熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
通	電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事

(注)

- ⑨ 防水工事における「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみです。
- ⑩ 内装仕上工事における「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組立てて据付ける工事をいいます。
「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれません。
- ⑪ 機械器具設置工事における「機械器具」とは、「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等のそれぞれ専門の機械器具に該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具が対象となります。
なお、「給排気機器設置工事」とは、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事のことで、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は、「管工事」に該当します。
- ⑫ 電気通信工事における「情報制御設備工事」にはコンピューター等の情報処理設備の設置工事も含まれます。

略号	建設工事の種類	許可業種	建設工事の内容	建設工事の例示
園	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事
井	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
具	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水	水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消	消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消防設備、避難設備若しくは消防活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清	清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

(注)

- ⑬造園工事における「植栽工事」には植生を復元する建設工事も含まれます。
「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事をいいます。
「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事をいいます。
「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれます。
「屋上等緑化工事」(平成15年7月25日追加)とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事をいいます。
- ⑭水道施設工事における上下水道に関する施設の建設工事は、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が該当します。
し尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が該当します。
- ⑮清掃施設工事におけるし尿処理に関する施設の建設工事は、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が該当します。
- ⑯建設工事にあたらないと考えられる例示
①草刈、除雪、路面清掃などの作業 ②建設資材や仮設材などの賃貸 ③委託契約における設備関係の保守点検のみの業務 ④工作物の設計業務、工事施工の監理業
⑤地質調査、測量調査などの業務 など

資料編 (参考)

V. 別表 公共法人等一覧表 (法人税法 第二条関係)

名 称	根 拠 法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法 (昭和四十七年法律第三十一号)
株式会社日本政策金融公庫	会社法及び株式会社日本政策金融公庫法 (平成十九年法律第五十七号)
港務局	港湾法
国立大学法人	国立大学法人 (平成十五年法律第一百十二号)
社会保険診療報酬支払基金	社会保険診療報酬支払基金法 (昭和二十三年法律第二百二十九号)
水害予防組合	水害予防組合法 (明治四十一年法律第五十号)
水害予防組合連合	
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方公営企業等金融機構	地方公営企業等金融機構法 (平成十九年法律第六十四号)
地方公共団体	地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)
地方住宅供給公社	地方住宅供給公社法 (昭和四十年法律第二百二十四号)
地方道路公社	地方道路公社法 (昭和四十五年法律第八十二号)
地方独立行政法人	地方独立行政法人法 (平成十五年法律第一百十八号)
独立行政法人 (その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。)	独立行政法人通則法 (平成十一年法律第三百号) 及び 同法第一条第一項 (目的等) に規定する個別法
土地開発公社	公有地の拡大の推進に関する法律 (昭和四十七年法律第六十六号)
土地改良区	土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号)
土地改良区連合	
土地区画整理組合	土地区画整理法 (昭和二十九年法律第一百十九号)
日本下水道事業団	日本下水道事業団法 (昭和四十七年法律第四十一号)
日本司法支援センター	総合法律支援法 (平成十六年法律第七十四号)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法 (昭和二十九年法律第二百五号)
日本放送協会	放送法 (昭和二十五年法律第三十二号)

注1 年金積立金管理運用独立行政法人法 (平成16年法律第105号) により、別表第一から年金資金運用基金が除かれたが、改正規定は、平成18年4月1日から施行される。(同法附1、34)

注2 日本道路公団等民営化関係法 (平成16年法律第102号) により、別表第一から首都高速道路公団、日本道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が除かれたが、改正規定は、平成17年10月1日から施行される。(同法附1、平成17年政令第200号)

注3 上の表の財務大臣が指定した独立行政法人には、次のものがある。(平成20年10月1日現在)

注4 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略

独立行政法人	(所管)・設立等	入札契約適正化法に規定する法人	経営事項審査の必要な法人
国立公文書館	(内) 平成13年4月		
国民生活センター	(内) 平成15年10月		
北方領土問題対策協会	(内) 平成15年10月		
沖縄科学技術研究基盤整備機構	(内) 平成17年9月	○	
情報通信研究機構	(総) 平成16年4月	○	
統計センター	(総) 平成15年4月		
平和祈念事業特別基金	(総) 平成15年10月		
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	(総) 平成19年10月		
国際協力機構	(外) 平成15年10月	○	
国際交流基金	(外) 平成15年10月		
酒類総合研究所	(財) 平成13年4月		
造幣局	(財) 平成15年4月		
国立印刷局	(財) 平成15年4月		
日本万国博覧会記念機構	(財) 平成15年10月	○	
国立特別支援教育総合研究所	(文) 平成13年4月		
大学入試センター	(文) 平成13年4月		
国立青少年教育振興機構	(文) 平成18年4月	○	
国立女性教育会館	(文) 平成13年4月	○	
国立国語研究所	(文) 平成13年4月		
国立科学博物館	(文) 平成13年4月	○	
物質・材料研究機構	(文) 平成13年4月		
防災科学技術研究所	(文) 平成13年4月		
放射線医学総合研究所	(文) 平成13年4月		
国立美術館	(文) 平成13年4月	○	
国立文化財機構	(文) 平成19年4月	○	
教員研修センター	(文) 平成13年4月		
科学技術振興機構	(文) 平成15年10月	○	○
日本学術振興会	(文) 平成15年10月		
理化学研究所	(文) 平成15年10月		○
宇宙航空研究開発機構	(文) 平成15年10月	○	
日本スポーツ振興センター	(文) 平成15年10月	○	
日本芸術文化振興会	(文) 平成15年10月	○	
日本学生支援機構	(文) 平成16年4月	○	
海洋研究開発機構	(文) 平成16年4月		

独立行政法人	(所管)・設立等	入札契約適正化法に規定する法人	経営事項審査の必要な法人
国立高等専門学校機構	(文) 平成16年4月	○	
大学評価・学位授与機構	(文) 平成16年4月		
国立大学財務・経営センター	(文) 平成16年4月		
メディア教育開発センター	(文) 平成16年4月		
日本原子力研究開発機構	(文) 平成17年10月	○	○
国立健康・栄養研究所	(厚) 平成13年4月		
労働安全衛生総合研究所	(厚) 平成18年4月		
勤労者退職金共済機構	(厚) 平成15年10月		○
高齢・障害者雇用支援機構	(厚) 平成15年10月	○	
福祉医療機構	(厚) 平成15年10月		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	(厚) 平成15年10月		
労働政策研究・研修機構	(厚) 平成15年10月		
雇用・能力開発機構	(厚) 平成16年3月	○	
労働者健康福祉機構	(厚) 平成16年4月	○	
国立病院機構	(厚) 平成16年4月		
医薬品医療機器総合機構	(厚) 平成16年4月		
医薬基盤研究所	(厚) 平成17年4月		
年金・健康保険福祉施設整理機構	(厚) 平成17年10月		
年金積立金管理運用独立行政法人	(厚) 平成18年4月		
農林水産消費安全技術センター	(農) 平成19年4月		
種苗管理センター	(農) 平成13年4月		
家畜改良センター	(農) 平成13年4月		
水産大学校	(農) 平成13年4月		
農業・食品産業技術総合研究機構	(農) 平成18年4月		
農業生物資源研究所	(農) 平成13年4月		
農業環境技術研究所	(農) 平成13年4月		
国際農林水産業研究センター	(農) 平成13年4月		
森林総合研究所	(農) 平成13年4月		
水産総合研究センター	(農) 平成13年4月		
農畜産業振興機構	(農) 平成15年10月		
農業者年金基金	(農) 平成15年10月		○
農林漁業信用基金	(農) 平成15年10月		
経済産業研究所	(経) 平成13年4月		
工業所有権情報・研修館	(経) 平成13年4月		
日本貿易保険	(経) 平成13年4月		
産業技術総合研究所	(経) 平成13年4月		
製品評価技術基盤機構	(経) 平成13年4月		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	(経) 平成15年10月		
日本貿易振興機構	(経) 平成15年10月		○
原子力安全基盤機構	(経) 平成15年10月		
情報処理推進機構	(経) 平成16年1月		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	(経) 平成16年2月		
中小企業基盤整備機構	(経) 平成16年7月	○	○
土木研究所	(国) 平成13年4月		
建築研究所	(国) 平成13年4月		
交通安全環境研究所	(国) 平成13年4月		
海上技術安全研究所	(国) 平成13年4月		
港湾空港技術研究所	(国) 平成13年4月		
電子航法研究所	(国) 平成13年4月		
航海訓練所	(国) 平成13年4月		
海技教育機構	(国) 平成18年4月		
航空大学校	(国) 平成13年4月		
自動車検査独立行政法人	(国) 平成14年7月		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	(国) 平成15年10月		
国際観光振興機構	(国) 平成15年10月		
水資源機構	(国) 平成15年10月	○	
自動車事故対策機構	(国) 平成15年10月	○	
空港周辺整備機構	(国) 平成15年10月	○	
海上災害防止センター	(国) 平成15年10月		
都市再生機構	(国) 平成16年7月	○	
奄美群島振興開発基金	(国) 平成16年10月		
日本高速道路保有・債務返済機構	(国) 平成17年10月	○	
住宅金融支援機構	(国) 平成19年4月		
国立環境研究所	(環) 平成13年4月		
環境再生保全機構	(環) 平成16年4月		
駐留軍等労働者労務管理機構	(防) 平成19年1月		

(内) 内閣府所管・(総) 総務省所管・(外) 外務省所管・(財) 財務省所管・(文) 文部科学省所管・(厚) 厚生労働省所管・(農) 農林水産省所管・(経) 経済産業省所管・(国) 国土交通省所管・(環) 環境省所管・(防) 防衛省所管



国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業課
 〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
 TEL: 06-6942-1141(代表)
 ホームページ <http://www.kkr.mlit.go.jp>